

令和3年度 旭川市・市教育委員会との教育懇談会（R3.10.22(金)）

回 答 要 旨

テーマ	質問事項	ブロック	担当課	回答者	
1	子どもたちの豊かな心の育成について				
	①いじめ・不登校の現状，未然防止の取組	北部	教育指導課	教育指導課長	辻並 浩樹
	②教育相談体制づくりの更なる充実	南部	学務課	学務課長	矢萩 恵
2	I C T環境の活用について				
	① I C T環境の改善・充実，健康対策	中央	学務課	学務課長	矢萩 恵
	②端末の有効活用	中央	学務課	学務課長	矢萩 恵
	③情報モラルや情報リテラシーの育成	東部	学務課	学務課長	矢萩 恵
	④支援員やサポーターの配置	東部	学務課	学務課長	矢萩 恵
3	特別支援教育について				
	①発達障がいなどへの対応	新永	学務課	学務課長	矢萩 恵
	②特別支援に関わる小中連携	新永	学務課	学務課長	矢萩 恵
	③特別支援教育補助指導員の配置	神居	学務課	学務課長	矢萩 恵
	④障がいのある子どものスポーツ参加	神居	スポーツ課	スポーツ課長	高橋 慶太
4	学校給食の実施について				
	①道内産及び旭川産の食材の割合	神楽	学校保健課	学校保健課長	中瀬 恭子
	②フードロスの現状，生産者や地域との連携事業や予算措置	神楽	学校保健課	学校保健課長	中瀬 恭子
	③給食費の未納解消及び徴収方法	西部	学校保健課	学校保健課長	中瀬 恭子

1 子どもたちの豊かな心の育成について：北部ブロック・南部ブロック

【①教育指導課, ②学務課】

(質問)

・いじめ・不登校について、そのきっかけや事態を悪化させる一つの要因としてSNSによる誹謗中傷や仲間はずれなどが考えられます。SNSの普及の状況を踏まえ、いじめ・不登校の現状や、未然防止のための市教委としての取り組みと、保護者として出来ることをお伺いします。

・いじめや不登校をはじめとする様々な問題に加え、コロナ禍での閉塞感から生まれる新たな課題に対し、スクールカウンセラーの役割は今まで以上に重要と考えられますが、「教育相談体制」づくりの更なる充実についてお伺いします。

(質問読み原稿)

2021年のモバイル白書によれば、中学1年で自分専用のスマートフォンの所持率は6割程度であり、小学校6年生における家族との共用を含むスマートフォンの利用率は半数を超えているそうです。そのような状況の中で、SNSによる動画等の拡散や誹謗中傷や仲間外しなど、いじめ・不登校へと発展していくケースは多くなってきていると考えます。報道されている女子中学生の問題についても、報道がどこまで正しいかは不明ですが、SNSにより事態の悪化を招いている部分も見受けられます。

また、コロナ禍で外出や様々な活動が制限されている状況にあつては、ストレスをためた児童生徒のSNSの使用頻度が高くなることも考えられます。学校における情報モラル教育の徹底と併せて、様々な状況を鑑みたカウンセリングの重要性が、さらに加速度を増していると考えます。

そこで、次の点についてお伺いします。

①1点目は、「スマホ教室」などのスマートフォンやSNSの使用上の注意や危険性については、各学校で学習しているところだと思いますが、本来は家庭の責任において考えなければならない部分も多いかと思えます。いじめ・不登校等の未然防止策に関わる各家庭として取り組むべきアドバイスや市教委として警察等との連携、ネットリテラシーの指導を含めた未然防止策または対応策など、実施している取り組みがあればお伺いします。また、いじめ・不登校の現状やSNS等の対応を含めた今後の対策をお伺いします。 …【北部】

②2点目は、子ども達の心の声を聞き逃さない「教育相談体制」についてです。教育相談については、現在市内において「スクールカウンセラー」が各校で定期的に派遣され、学校と連携を図りながらいじめや不登校等の未然防止や、学校や家庭内で起きている問題の早期発見・早期解決に努めていると伺っています。しかし、子ども達を取り巻く環境が大きく様変わりし、加えてコロナ禍の今、スクールカウンセラーが果たす役割はこれまで以上に大きなものと考えます。現在のスクールカウンセラーの配置状況をお伺いするとともに、スクールカウンセラーの常勤、学校への適正配置の実現についての今後の見通しにつきましても、併せてお伺いします。

…【南部】

①いじめ・不登校の現状、未然防止のための取組について【教育指導課】

はじめに、いじめ・不登校等の未然防止に向けた家庭での取組につきましては、次のことが大切であると考えております。

1点目は、家庭でのルールやマナーを話し合っ、家族でそれを守ることです。2点目は、フィルタリングの設定です。3点目は、ペアレンタルコントロールの活用です。このサービスは、保護者がアプリやゲームの使用時間の制限・調整、課金等の管理、ネットワーク利用の制限、年齢区分のチェック等を行うことができ、子どもたちを様々なトラブルから守るために有効ですので、保護者の皆様には、このサービスを活用してSNS等の利用状況の把握に努めていただくことが大切であると考えております。

なお、教育委員会では、今お話ししたことなどについて、「情報モラル教育リーフレット（保護者用）」を令和2年3月に作成し、学校を通じて各家庭に配付しました。現在も、旭川市のホームページに掲載しておりますので、改めてご確認いただき、ご家庭での指導に活用していただければ幸いです。警察からも活用してほしいとの助言を受けておりますので、是非お願いします。

次に、教育委員会としてのこれらの未然防止策や対応策についてであります。いじめの未然防止のためには、何よりも、子どもたちが、いじめの問題を自分事として捉え、よく考え、深く理解し、自分たちの力でいじめを許さない集団になろうといった意識を高めることが重要です。そのため、教育委員会では、各学校における児童会や生徒会による挨拶運動やいじめ防止のための集会など、子どもたちが主体となった取組を支援してまいりました。

昨年度、市内小・中学校において、コロナ禍での感染者や医療従事者への差別や偏見、誹謗中傷を許さないとの意思表示のため、シトラス色のリボンを身に付ける「シトラスリボン運動」を展開しましたが、この取組は、旭川市中学校連盟と旭川市教育委員会が連携して行ったものであります。そのほか、教育委員会では、いじめ等に関する教員研修の実施や各学校を訪問しての指導助言、相談窓口の周知、スクールカウンセラーの派遣等を行っております。関係機関との連携につきましては、市P連をはじめ、警察、法務局等の方といじめ問題にかかわる連携の在り方などについて協議する、旭川市いじめ防止等連絡協議会を開催し、協議内容を本市のいじめ対策に生かしております。

今後のいじめ対策等についてであります。インターネットを通じたいじめにつきましては、その防止が喫緊の課題となっております。今後も、関係機関との連携に努めるとともに、各学校におけるネットパトロールの実施や、情報モラル教育の充実などを通じて、情報を正しく安全に、効果的に活用できる能力の育成に努めてまいります。

また、市全体として共通理解のもとで、いじめの防止に取り組むことができるよう、「いじめ防止条例」の制定に向けた取組を進めてまいりたいと考えております。

不登校につきましても、増加傾向にあり、その要因は様々ですが、友人関係をめぐる問題がそのきっかけとなる場合もありますことから、これまでお話しさせていただきましたいじめ対策の徹底を図ることで、子どもたちが望ましい人間関係のもとで安心して学べる教育環境づくりに努めるとともに、不登校児童生徒や保護者に対する相談支援の充実や、適応指導教室等の学びの場

の確保に取り組んでまいります。

②スクールカウンセラーを活用した教育相談体制づくりの更なる充実について【学務課】

教育相談は、教員が行うことを基本としながら、学校が一体となって対応することができるよう校内の体制を整えているところです。

加えて、現在、18名のスクールカウンセラーが、市立小中学校において、児童生徒や保護者のカウンセリングや教職員への助言等を行っています。

中学校については、1人のカウンセラーが1校から3校を担当しています。中学校に配置しているカウンセラーは15名で、各学校に週に1回～2回伺い、カウンセリングを行ったり、子どもたちの様子を見守ったりしています。

小学校については、中学校に配置されているカウンセラーが小学校に派遣されている学校と、小学校のみを担当しているカウンセラーが巡回している学校があります。小学校のみを担当しているカウンセラーは3名で、1人のカウンセラーが6校から10校を担当しています。小学校については、各学校に月に1～2回伺い、カウンセリングや見守りを行っています。

悩みや不安を抱えた児童生徒や保護者がスクールカウンセラーに相談しやすい体制を整えていくことが大切であると考えており、これまでもスクールカウンセラーの増員や配置時間の拡充に努めてきたところです。スクールカウンセラーは北海道教育委員会と連携して配置していますので、今後も、北海道教育委員会と連携しながら、専門性を有するスクールカウンセラーの増員や配置時間の拡充に努めてまいります。

2 ICT環境の活用について：中央ブロック・東部ブロック

【学務課】

(質問)

- ・端末の有効活用を図るためのICT環境の改善・充実、子どもの健康を守る方策についてお伺いします。
- ・タブレット端末の家庭への持ち帰りによるオンライン授業や学習の充実についてお伺いします。
- ・情報モラルや情報リテラシーの育成に向けた取組についてお伺いします。
- ・ICT支援員やGIGAスクールサポーター配置の今後の計画についてお伺いします。

(質問読み原稿)

昨年度、GIGAスクール構想の中で、1人1台のタブレット端末や多くの子どもが同時に活用できるWi-Fi環境、大型液晶モニターなど新たな時代の学びを支える教育環境が整備されました。旭川市内の各小中学校でも授業や行事で本格的な活用が始まっていると聞いておりますし、授業参観などでも、子ども達が慣れた手つきで端末を操作している姿を見ると、先生方の指導や子どもの順応性の高さを心強く思うところです。このような環境を整えていただいた旭川市と旭川市教育委員会にも感謝申し上げます。

さて、実際に活用を進める中で、ICT環境の利便性や脆弱な部分、オンライン授業や家庭学習での運用上の問題、子ども達の活用能力の育成など様々な課題も明らかになっているのではないのでしょうか。これら喫緊の課題に関わって、次の点についてお伺いします。

①1点目は、「GIGAスクール構想」についてです。授業でのタブレット端末の活用が進む中で、有効な活用を図るためにも、タッチペンやヘッドセットなどの周辺機器、デジタル教科書の整備が期待されます。また、端末やeライブラリーなど活用状況の確認と実態にもとづく最適な通信速度の確保、セキュリティや個人情報保護など安全対策も必要と考えます。今後どのような取組を計画されているかお聞かせください。また、一方で、液晶画面を長時間見ることによる視力の低下や運動不足など、子どもの健康面における影響が懸念されます。今後どのような対応を考えているかお聞かせください。 …【中央】

②2点目は、「端末の有効活用」についてです。感染症により今後も学級閉鎖や感染不安等で登校できない子ども、また、学校へ足の向かない子どもたちへの対応が必要かと考えられ、リモート授業等の充実による学びの保障に期待するところです。また、端末の持ち帰りによる家庭での活用が広がると、日々の家庭学習や長期休業中の学習の充実につながると考えます。一方で、家庭による通信環境の違いやセキュリティへの対応も必要になると思われます。端末の持ち帰りについて、どのような計画をされているかお聞かせください。 …【中央】

③3点目は、「情報モラル」や「情報リテラシー」についてです。端末を活用した授業や家庭学習の取組が本格化するようになると、ネットトラブルの未然防止は必須の課題となると考えます。そしてこの問題は、学校だけでなく家庭と連携した取組が必要になると考えます。また、ネット上に溢れる情報をもとに学習を進めるなかで、情報の真偽を見極め、正しく活用する力を育むことも必要です。今後、情報モラルや情報リテラシーの育成をどのように進めていく予定かお聞かせください。 …【東部】

④4点目は、「支援員の配置」についてです。ICT環境は各学校に整備されましたが、先生方にも負担が増えるように感じられますし、子どもが授業で活用していく中で機器のトラブルなども発生し、学習に支障が出ることも考えられます。こうした不安を解消するためにも、柔軟に対応できる支援員やサポーターが必要ではないでしょうか。現状と今後の対応策をお聞かせください。 …【東部】

① ICT環境の改善・充実、子どもの健康を守る方策について【学務課】

今年度から、各学校において、授業の一部で1人1台端末を活用しているところですが、より効果的に活用していくため、学校の意見を聴きながら、取組を進めてまいりたいと考えています。

今年度は、各学校の要望を確認し、必要性等を検討してアプリケーションの追加をしており、今後もこうした取組を継続してまいります。

デジタル教科書につきましては、現在、国が本格導入について検討しており、今後は、国の動きや方針等を注視しながら、対応について検討してまいります。通信速度につきましては、学校内の通信環境だけではなく、通信事業者のインフラも関係するため、通信事業者とともに通信環境の安定について対応を進めているところです。

セキュリティや個人情報保護につきましては、学習ツールにログインする際に児童生徒1人1人に別々のIDや他者に推測されにくいパスワードを設定し、他の人には絶対に教えないよう指導するとともに、クラウドを活用した学習ツールには個人を特定できる情報を保存しないこととし、成績などの機微情報につきましては学校にサーバーを設置して、1人1台端末のネットワークとは別系統で管理しています。今後も、情報セキュリティを徹底し、端末の活用を進めてまいります。

また、ICT機器の使用につきましては、様々な健康面への影響に配慮する必要があり、教育委員会においては、文部科学省の資料を参考に、使用が長時間にならないようにすることや、適正な画面の明るさや音量で使用させること、姿勢に関する指導を行うこと、照明等、教室内の環境に配慮することなどを教員研修や通知を通して学校へ指導しており、今後につきましても継続して学校への指導を行ってまいります。

② タブレット端末の家庭への持ち帰りによるオンライン授業や学習の充実について【学務課】

現在、学年閉鎖や学級閉鎖などの学校の臨時休業や、新型コロナウイルス感染症関係をはじめとする出席停止、その他学校長が必要と判断する場合において、保護者が希望する場合に学校からタブレット端末の貸出しをしております。その際には、学習課題の提示や児童生徒の健康観察などにタブレット端末の活用をしているほか、学級閉鎖などの際には、期間や児童生徒の状況等に依じてオンライン授業を実施している場合もあります。オンライン授業をする場合には、児童生徒の健康面に配慮し、タブレット端末を長時間使用することがないよう各学校で工夫の上、実施しているところです。

1人1台端末が本稼働した初年度である本年度は、まず、学校での運用や活用を安定的に行うことを優先しており、端末の持ち帰りにつきましては、令和4年度にモデル的な試行を行い、端末の活用や管理面の課題、家庭学習等で1か月に必要なデータ容量などについて検証を行った上で、その後の方向性について検討してまいりたいと考えています。

③情報モラルや情報リテラシーの育成に向けた取組について【学務課】

1人1台端末に係るネットトラブルの未然防止についてですが、学校の学習に関係がない機能は制限する設定にすることと併せ、情報モラルについての意識を醸成することが重要であると考え、取組を進めているところです。

本市の1人1台端末につきましては、フィルタリングソフトを導入し、SNSやチャット、その他不適切なサイトは閲覧ができないように設定しています。ただし、インターネットは日々変化しており、中にはフィルタリングをすり抜けるようなサイトもありますので、教育委員会では必要に応じて特定のサイトを指定して閲覧制限をかけるなどの対応を行っており、今後も使用環境をより適切なものにしていきたいと考えています。

情報モラル教育につきましては、各学校では学習指導要領に基づき、児童生徒の発達段階に応じて、著作権や肖像権に関する指導をはじめ、自分や他の人の個人情報の取扱いに注意すること、他の人を傷つける書込みをしないことなどを指導しています。また、発信された情報の背景や意図を理解するなどメディアリテラシーについても指導に努めているところです。

情報モラルや情報リテラシーの育成には、学校での取組と併せて、1つめのテーマで教育指導課からお話をさせていただきました保護者の皆様と連携した取組が重要となります。保護者の皆様の御理解と御協力を重ねてお願いいたします。

④ICT支援員やGIGAスクールサポーター配置の今後の計画について【学務課】

本市におきましては、1人1台端末の本格的な活用が開始された本年度の5月からGIGAスクールサポーター2名を配置し、学校からの依頼や教育委員会からの要請に応じて、学校訪問等による端末の障害対応等を行っています。また、障害の内容によっては、GIGAスクールサポーターが教育委員会の担当者と連携して、遠隔で対応している場合もあります。

学校がICTを安定して使用できる環境を維持し、ICTを効果的に学習に活用していくためには、GIGAスクールサポーター等の外部人材による支援は欠かせないものであり、今後も専門性がある外部人材による学校支援を継続してまいりたいと考えています。

3 特別支援教育について：新永ブロック・神居ブロック

【①, ②, ③学務課, ④スポーツ課】

(質問)

- ・発達障がいに関わる支援の現状や支援体制・相談体制等の対応についてお伺いします。
- ・特別支援に関わる小・中学校の連携の状況や今後の方向性についてお伺いします。
- ・複雑・多様化する子どもの支援体制を充実させるためには、補助指導員のサポートが必須と考えますが、現状と今後の配置方針についてお伺いします。
- ・看護資格を有した指導員の配置の見込みについてお伺いします。
- ・障がいのある子どもでも参加できるスポーツ教室、講座及びイベントの開催状況、障がい者スポーツの普及・啓発を含めた今後の計画についてお伺いします。
- ・障がいがある子どもの競技参加に対する支援体制についてお伺いします。

(質問読み原稿)

支援を要する子どもへの対応は複雑・多様化しており、特別支援に対する要望は増えているとともに専門的な知識や対応が求められます。特に、発達障がいについては、通常学級で発達障がいと思われる児童・生徒の割合は6.5%との指摘もあり、改めて発達障がいを含めた支援の充実や、個別の支援計画等を活用した小・中の一貫した支援の連携が重要と考えます。また、コロナ禍により対面しての相談の機会が減っている中、支援を求めている子どもや保護者と学校はより一層の連携を図り、不安がなく学ぶことができる環境を整えることが重要です。支援体制の整備はもとより、心の豊かさに繋がるようなサポートが行われることを切に願います。そこで、次の点についてお伺いします。

①1点目は、発達障がいなどへの対応について。障がいの有無がはっきりせずグレーゾーンと言われる子どもが増え、学校や放課後児童クラブでの対応に苦慮していると聞きます。健常者とできるだけ共に活動できる環境を整えることが大切だと思います。旭川市としての基本的な考え方をお尋ねします。また、発達障がいなどに気付ける専門家の配置や、通級指導教室の増設、教職員の定員増、家庭や専門機関との連携強化といった検討はなされているのでしょうか。 …【新永】

②2点目は、小中連携について。個別の支援計画はどのように作成・運用されているのでしょうか。子どもの状況の把握方法や、到達目標の設定の有無、年度ごとの申し送りの現状を教えてください。小学校・中学校で一貫した手厚い支援を望むとともに、特別支援学級に在籍していても、得意なことを生かして進学できるような支援を期待します。 …【新永】

③3点目は、補助指導員の配置についてです。特別支援学級に在籍する児童数の増加に伴う指導体制を考えたとき、特別支援教育補助指導員によるサポートは必要不可欠と考えます。交流学习時のサポートや複雑・多様化するニーズへの対応、個別の対応が必要な子どもの増加を考えると、より多くの補助指導員の配置が望まれます。補助指導員の配置の現状と今後の方針についてお伺いします。

また、健康面でのサポートを必要とする子どもに対しては専門的な知識が必要となりますが、看護資格を有した特別支援教育補助指導員の配置についても、お伺いします。 …【神居】

④4点目は、障がいのある子どものスポーツ参加についてです。多様性と調和を謳った東京パラリンピックが開催され、様々な障がいがあってもスポーツを通して共生することの意義を感じた方も多いと思います。障がいのある子どもが興味をもって参加できる機会を増やしていくことと同時に、障がいがない子どもも一緒に参加できる体制づくりが必要と考えます。スポーツ教室、講座及びイベントの開催状況、障がい者スポーツの普及・啓発を含めた今後の計画についてお伺いします。

また、障がい者スポーツに対して興味をもった際に参加できる体制はあるのでしょうか。経験する際には特別な道具が必要となることもあると思いますが、支援や補助についてもお伺いします。 …【神居】

①発達障がいに関わる支援の現状や支援体制・相談体制等の対応について【学務課】

本市におきましては、それぞれのお子さんが授業の内容を理解し、学習活動に参加している実感と達成感をもちながら、生きる力を身に付けていくということ、そして、全てのお子さんが可能な限り同じ場で共に学ぶことを目指して、特別支援教育を行っています。

どのように行っているかと申しますと、教育上特別の支援が必要なお子さんに対し、適切な指導や必要な支援を行うため、特別支援学級や通級指導教室を開設し、こうした多様な学びの場を準備した上で、お子さん本人及び保護者の意向を尊重して、通常の学級、特別支援学級、通級指導教室といった学びの場の決定を行っています。特別支援学級に在籍しているお子さんは、通常の学級にも机とイスを準備し、それぞれのお子さんの状況に応じて、通常の学級で授業を受ける「交流及び共同学習」を行っています。また、特別支援学級への入級及び退級は、状況に応じて柔軟に行っており、進級時や、年度の途中での入級や退級も行っているところです。

教職員の配置については、法令により学級数に応じて配置される人数が定まっていますので、基準を超えて配置することは難しいのですが、通級指導教室の増設については、学校の要望も聴きながら必要に応じて検討してまいります。また、これまでも、それぞれの学校において特別支援教育コーディネーターが、保護者の相談に応じ、家庭や医療、福祉といった関係機関とも連携しながらそれぞれのお子さんへの支援を行っていますが、今後におきましても、よりよい支援を行うことができるよう、さらなる連携強化に努めてまいります。

②特別支援に関わる小・中学校の連携の状況や今後の方向性について【学務課】

本市では、個別の教育支援計画として、育ちと学びの応援ファイル「すくらむ」というものを特別な支援が必要なお子さんの保護者及び学校に作成していただいています。相談・支援・医療などの記録や、教育・習い事などの記録、発育の様子などの記録などのシートがあり、それを作成していくことで、お子さんのよさや課題を整理することができ、また、医療や児童デイサービスなどの関係機関の支援を受けるときに、「すくらむ」を通して、お子さんの状況をわかりやすく伝えることができます。

「すくらむ」の中には、支援計画のシートがあり、これは、保護者と連携して、学校が作成しています。お子さん本人・保護者の希望や願いを書き込む欄があり、その実現のために、取り組むべき課題などを保護者とともに整理し、短期目標と長期目標を書き込み、その目標に向けて、具体的な支援の手立てを書き込んでいきます。目標の達成状況は、学期末や年度末などに振り返り、書き込んでいます。

支援計画は、継続して適切な支援を行うことができるよう、進級時や小学校から中学校への進学時には、保護者の同意のもと、次の担任や中学校に引き継がれています。

また、小学校から中学校への進学に向けては、中学校での学びの場について、本人や保護者が考えるときの助けとなるよう、小学校では中学校の特別支援学級での学びや支援内容についての情報を保護者にお伝えすることや、中学校では、小学生の保護者に自校の特別支援学級の見学をしてもらうなどの取組を行っています。今後も、それぞれのお子さんが、中学校卒業後の進路も

視野に入れながら、目標や見通しを持って学校生活を送ることができるよう、小中が連携をして支援を行ってまいります。

③特別支援教育補助指導員の配置の現状と今後の方針、看護資格を有した補助指導員の配置について【学務課】

現在、59校に84人の特別支援教育補助指導員を配置し、特別支援学級や通常の学級において、支援が必要なお子さんの学習のサポートをしています。

特別支援教育補助指導員につきましては、これまでも配置人数を増やしてきたところですが、支援体制の充実に向け、今後もさらなる体制整備に努めてまいりたいと考えております。

また、今年配置している補助指導員84人の内、15人は看護師資格を有した特別支援教育補助指導員で、医療的ケアが必要な子どもたちのサポートを行っています。看護師資格を持つ補助指導員は、平成29年度に初めて配置し、平成29年度以降、医療的ケアが必要なお子さんの新入学や、年度途中で医療的ケアが必要となったお子さんへの対応のために増員をし、各学校に必要な人数を配置してまいりました。今後も、看護師資格を持つ補助指導員を配置し、医療的ケアが必要なお子さんの学校生活をサポートしてまいります。

④障がい者スポーツの教室、講座及びイベントの開催状況、普及・啓発を含めた今後の計画、競技参加に対しての支援体制について【スポーツ課】

「(4) 障害のある子どものスポーツ参加について」です。将来を担う子どもたちが、障がいがあるなしに関わらず、健やかに成長していくためには、小さい頃から運動に親しむ中で、運動が好きになり、将来にわたって意欲的にスポーツに取り組んでいってもらえるような環境づくりが重要だと考えています。

障がい者スポーツにつきましては、毎年、市の事業として、水泳やボッチャなどの障害者スポーツ大会や体験事業を行っているのをはじめ、一昨年から旭川ハーフマラソンに、車いすユーザーの方にも参加いただけるように大会要項を見直すなど、障がいのある方のスポーツへの参加促進を図っております。

また、競技性の高いパラスポーツへの関心を高めるため、合宿誘致にも取り組んでおり、これまでに今回東京パラリンピックで銅メダルを獲得した車いすラグビー日本代表のほか、北京パラリンピックで活躍が期待されるパラクロスカントリースキーチームの合宿を本市に誘致し、選手と地元の子どもたちとの交流を行っているところです。

昨年度もこの場で触れさせていただきましたが、大型の寄附金を財源として、足などに障がいのある子どもたちが、スキー授業に参加するために必要なバイスキーという特殊なスキーと、歩くスキーで使うシットスキーをそれぞれ6台（バイスキー5台＋チェアスキー1台／シットスキー6台）購入いたしました。

昨シーズンはこれらを授業で活用したほか、児童生徒向けの体験会や指導者の講習会を開催したところであり、障がいのある子どもたちが冬期間においてもスキーなどのスポーツを楽しめる環境の充実が図られたものと考えております。これらのスキーやボッチャなどの用具については、希望があれば貸し出すことも可能でありますし、他の競技については、用具を購入する際の補助

はありませんが、体験してみたいという希望がある場合には、スポーツ課にお問い合わせいただければ対応させていただきたいと考えております。

また、少し話は変わりますが、今年の8月には市内陸上競技場においてパラリンピックの聖火リレーを行いました。コロナの感染防止のため無観客ではありましたが、市内においてパラスポーツに取り組む「パラスポーツジュニアメンバーズ」に協力してもらい、東京に向けて旭川の火を送ることができました。スポーツ課のホームページでもその様子が見られますので、是非お時間のある時に御覧いただければ幸いです。

市といたしましては、今後とも、学校教育部や福祉保険部をはじめとする関係部局や関係団体との連携を図りながら、障がいのあるなしにかかわらず、子どもたちが日常的にスポーツに取り組める環境の充実に努めてまいりたいと考えております。

4 学校給食の実施について：神楽ブロック・西部ブロック

【学校保健課】

(質問)

- ・学校給食の食材は、どのくらいの割合で道内産及び旭川産の食材を使用しているかについてお伺いします。
- ・食育の充実や地産地消の啓発のために、フードロスの現状と生産者や地域との連携事業や予算措置についてお伺いします。
- ・長年の課題となっている、給食費の未納解消及び徴収方法についてお伺いします。

(質問読み原稿)

コロナ禍で、学校給食のありがたさを改めて実感しています。子ども達の健やかな成長のためには、安心・安全でおいしい給食提供は不可欠です。コロナにより農産・水産・畜産などの第一次産業が多い北海道では、生産者が大変厳しい状況に陥っている現状があります。学校給食は計画的・継続的に食材を購入することができる場です。道内や旭川を生産者を応援しながら、子ども達においしい給食を食べてもらうことができれば、一石二鳥です。

また、環境問題やSDGsに関わり、フードロスを解消することも大きな課題です。子ども達の好き嫌いをなくす指導だけではなく、生産者がどのような思いや苦労をしながら農産・水産・畜産物などを育てているかを知る体験学習により、学びの質を高めることができますと思います。

さらに、学校給食を支える給食費の納入については、未納による不公平感や学校における集金業務の負担が課題になっていると思われます。

以上のことから、次の点についてお伺いします。

①1点目は、現在、年間を通して提供されている学校給食の食材(野菜類・魚介類・肉類・乳製品等)の中で、道内産の割合と旭川産の割合はどの程度使用されているのでしょうか。また、今後、地産地消を推進していくため、市としての方針や計画があれば教えていただきたいです。 …【神楽】

②2点目は、食育を充実させるためには現状把握が必要です。年間、小・中学校別の給食のフードロスはどのくらいの量があるのでしょうか。また、地産地消による郷土愛等を育むためには、生産者をゲストティーチャーとして学校に招いたり、近郊の生産地に出かけたりして、子ども達が直接体験学習を行うことが有効だと考えます。そのためには、生産者講師の人材バンクと受入可能施設の確保、そして、講師派遣の費用や移動に関わる予算措置が必要です。現在、総合的な学習の時間として各学校に予算配分されていますが、活動を充実させていくためには予算が厳しい状況です。市として食育に関わる事業展開や総合的な学習の時間の予算措置など、今後の見通しをお聞かせください。 …【神楽】

③3点目は、長年の課題となっています給食費未納の解消および給食費集金業務についてです。未納の解消については、児童手当からの天引きや無償化等、様々な工夫が考えられます。また、徴収については、学校現場の大きな負担になっていることから、公会計化する方向で進んでいると聞いています。これらのことについて、市として、いつまでにどのような取組を行うのかをお伺いします。 …【西部】

①道内産及び旭川産の食材の使用の割合、地産地消を推進するための方針や計画について【学校保健課】

学校給食で使用する食材の地場農産物の使用状況について、令和2年度の実績で申し上げます。

米、米粉につきましては、旭川産 100%（米は「ななつぼし」、米粉は「きらら397」）

パンや麺類の小麦粉は、道内産 100%（ナンなど例外あり）

野菜は、道内産 74.5%（このうち旭川産 12.7%）

果物は、道内産 10.3%

魚介類（加工品含む）は、道内産 19.3%

肉類、牛乳は、道内産 100%

乳製品は、道内産 11.4%

※乳製品のうち生クリーム、ヨーグルト等は道内産の割合が多く、チーズなどの加工品は国内産や輸入が多い状況となっております。

学校給食では、夏から秋の収穫時期を中心に、年間を通じてできるだけ旭川産や道内産の食材を活用するよう努めております。

②フードロスの現状と生産者や地域との連携事業や予算措置について【学校保健課】

フードロスについてですが、各学校で1クラスをモデルとして調査しており、毎月学校から報告を受け、旭川市全体の数値として集計しています

令和2年度の昨年度の集計では、小学校で9.2%、中学校で18.2%の残菜となっております。

ご飯、パンといった主食とおかずとなる副食と大きく分けた場合、

主食の残菜は、小学校 11.8%、中学校 22.9%

副食の残菜は、小学校 8.3%、中学校 16.5%となっております、

主食の残菜が多い傾向にあります。おかずとなる副食の組合せを食べやすい内容とするなど、できる限り工夫しながら提供しているところです。

さらに、残菜をメニューごとに調べ、残菜の多いものについては、味付けや分量を見直したり、授業や給食時間の指導、また給食だよりや掲示物を活用するなど、様々な場面を使いながら、食事や栄養に関心をもってもらい、学校給食や家庭での食事について考え、食べることの大切さを伝えるなどの工夫もしているところです。

また近年は、子どもたちが家庭で食べたことがなく、学校給食で初めて食べる食材や料理というものも多いようで、そのようなものはどちらかというと敬遠されがちではありますが、学校給食では、栄養面だけではなく、食育の観点からも、様々な食べ物や料理を知ってもらいたいということもありますので、少しずつ食べる経験を積んで、苦手なものも少なくしていくことで、残菜の減少にも繋がっていくのではないかと考えております。

次に、地産地消の取組についてですが、学校給食でもできる限り地場の農産物を使用することとしております。特に農産物の収穫時期には、納入業者さんにできるかぎり旭川産のものを納入

していただくようお願いしています。

また、地産地消に関わる食育の取組で、「郷土の旬を味わう日」として、小中学校において、旭川産りんごの「つがる」、旭川産米の「ゆめぴりか」を給食で食べ、生産者と交流する機会を設けております。

また、市内の牧場から旭川産の「旭高砂牛」を4年前から毎年寄贈いただき、その牛肉を使用したメニューの提供とあわせて、生産者との交流会を行っております。

こうした取組を組み合わせながら継続的に行い、学校給食における地産地消の推進や児童生徒への食への関心の向上を図ってまいりたいと考えております。

また、講師の人材バンクと総合的な学習の時間の予算の確保につきましては、小中学校の教育活動において講師となって支援していただける、各分野の専門家の方々を一覧にした「あさひかわ子どもの学び人材リスト」を作成しており、随時、子どもたちの学びを専門的な見地から支援して下さる方々を募集しております。これまでも各学校への情報提供を行っているところですが、引き続き学校に周知していくとともに、総合的な学習の時間の講師謝礼等の予算について、各学校の要望を聞きながら、適正な配分に努めてまいります。

③給食費の未納解消及び徴収方法、公会計化への取組について【学校保健課】

給食費の未納状況ですが、令和2年度の未納率は、0.39%で、約13億円の給食費のうち、約500万円が未納となっている状況です。ここ数年は、学校の御尽力や保護者の皆様の御理解により、減少傾向となっています。

教育委員会といたしましても、給食費の大切さを御理解いただけるよう、全ての児童生徒の保護者の皆様に学校給食の目的や内容を記載した「学校給食ガイド」を配付しているほか、就学援助を受けている方については、給食費分を市から直接、給食の物資を一括で購入している共同購入委員会へ入金しております。

給食費の児童手当からの天引きにつきましては、運用するシステム上の課題や受給者の方の同意などの様々な課題もあり、現時点では実施しておりませんが、未納解消のための、今後の検討課題であると考えております。

また、給食費の無償化につきましては、仮に全ての児童生徒の給食費を無償化した場合、新たに年間およそ10億円前後の市の財政負担が生じるものと想定され、厳しい財政状況にある本市においては大変難しい課題であるものと考えております。

給食費の未納の減少に向けては、引き続き学校と教育委員会が連携し、保護者の方々に対して給食費の重要性を御理解いただけるよう周知に努め、滞納解消に向けた取組を進めてまいります。

また、給食費の公会計化については、国から「学校給食費徴収・管理に関するガイドライン」が示されており、公会計化により、これまで学校が担ってきた給食費関係業務を市が直接行うことにより、会計業務の透明性がより確保できるほか、食材費を市の予算とすることで、より安定的に食材を調達できること、また、給食費の債権債務が明確になるとともに、これらの業務に従事する教職員の負担を軽減するという効果が公会計化により期待されます。

教育委員会におきましても、これまで、学校関係者や市の関係部局等との協議や意見交換を行い、課題や検討事項を共有しながら具体的な検討を進めてきております。

公会計化の実施においては、教職員を含め約 24,000 人の給食費の徴収や管理を行っていくこととなりますので、システムの導入や運用などを含め多くの経費がかかります。今のところ国等の補助制度もなく、市の財政負担を考慮しながら進める必要があるため、導入時期がはっきりと決まっておりませんが、担当部局といたしましては、令和5年度からの導入を目標に検討を進めているところです。